

第三には、併行講座は従来その一つを履修すれば他方は採ることが出来ず、学生より両方の選択を認めよとの希望があつたが、之も改正し一併行講座の一を必修とすれば他方は第二種選択科目として選択を認める。

第四は必修科目の問題で、今まで必修科目は各学年に就て固定してゐたが今回はこの必修科目数は変更せず、たゞ一、二年の必修科目を相互的に融通出来ることとする。但、必修の中法律科目は順列が必要ない、為め除外する。即ち今迄の全必修科目中法律以外の科目に対しては一、二両学年にて規定された数だけ、学生が当該学年の履修科目を選択融通しうる自由が与へられるわけである。

第五「優良可」の採点制度に関して、現在は就職線上の要求の為、学生が優の数を目的として科目を選ぶ傾向があり、大学の生命たる学問の真摯な研究に多くの悪影響を及ぼしてゐる為、之を改めることに意見一致したが但その方法については一律に之を徹廃し全科目を「合格・不合格」で採点するか、必修科目に於てのみ「優良可」採点を存続するか或は選択科目の採点発表を卒業時に於てのみ行ふか等々の多くの案が出て遂に決せず之は八日の教授会にて決定を求めることとなつた。第六、高商時代の専攻部に於けるゼミナールは他の科目全体と同等の地位におかれてゐる程であつたが、現制のゼミナールははるかに軽視され、実質も低下してゐる状態であり、大学の本質を生かす意味からもゼミナールを重視して、その採点の単位を増加する案も最終決定には至らなかつたが、教授会の正式討議の際には大いに有望である。

第七、学制改革要望の一大根拠であり、又全学的にも最近もつとも問題となつてゐた法學振興の爲の対応策に関して、積極的には法律科目

の採点単位数を増加する事、消極的には、必修についてのみ「優・良・可」を発表すること、この両案を中心に多くの案が提議されたが、結局之も既述の第四の採点制度改良と密接な関係あり、最後の断案を見ず、教授会にて審議することとなつたが、結局今回の新改正案には、右二案を中心とした、多くの具体的法學更生諸制度が盛り込まれるものと見られてゐる。

第二五七号(昭和十二年十一月十日)

### (9) 新時代に対応し一橋の学問を確保 学生の協力を求めて「一橋論叢」準備進む

既報の本学月刊雑誌「一橋論叢」発行準備は其の後大いに進み、今日一日編集委員会を開き、種々相談を行つた結果、創刊の明年一月は、「戦時経済」号に、二月は「ドイツ文化特集」号に決定を見、目下執筆者を交渉中であるが創刊号の内容は、大体論文、学界展望、書評、書籍解題等で、執筆者は上田学長をはじめ、三科の中堅新進を網羅するものと見られる。同時に、この「一橋論叢」刊行の方針につき、各委員の間に可成り突込んだ意見交換が行はれた模様で本学それ自体の歴史にとつても、同誌の発刊はまさに画期的意義を有することとなる。即ち、曾て本学関係者間に於ては「企業と社会」「大学と社会」等、月刊雑誌発行の事は度々くりかへされ、何れもその当時に於ける歴史的任務を果して廃刊するか、或は失敗に終るかを繰返してきたが今回のそれは従来の同種刊行物に比し次の諸点につきはるか重大な意義を有つものである。

第一に最近我国社会の非常なる変革期に直面して大学それ自体が切実に要求されるべき転換乃至は革新の氣運が内部的に生成して来たため来るべき新時代に於て、一橋の学問的存在を主張し或は確保せんとする有力なる手段である。

次に、此の目標に於て単に教授側の月刊誌でなく、学生の協力を求め如く水会の援助を得て、一橋全体として斯かる意義を貫徹せしめる為め、編集委員会では、ちかく学生代表、一橋会理事会方面との懇談会をひらく意向である。

尚その意義から、又経済的基礎を確立する意味からも、学生が同誌を一律に購読するやうな方法が考慮されてゐる。

第三五七号（昭和十二年十一月十日）

### 10) 優良可廃止に異論 現状の維持に決る

#### 採点を厳格に行ふ第四回委員会の経過

去る二十二日（月）第四回学制委員会が開かれた。先づ前回持越の第二学年履修科目選択数の制限が討議され、従来「優」稼ぎを目的として二十単位も二十一単位も採る者が出るやうな弊があつたので、今後は之を十六単位以下に制限することを決定した。次に「優良可」廃止については、之を行ふと、大学として、特異な技能をもつ学生を社会に推薦できぬこととなるため、強硬な反対があり、且つ前項の制限により幾つか「優」稼ぎの弊を矯めうることとなるので、今回「優良可」の採点制度は遂に現状維持に決した。同時に、採点を厳にして、教授、学生、の精神振盪をはかる。即ち現在三学年試験で一単位以上不合格の

場合は卒業不能であつたが、之を「三単位以上」の規定に緩和し、その代りに採点を厳格にし、今後は三単位以上不合格の場合は全然落第する。大体右の成果を以て、来年度レプラン編成に邁進するに決し、今回の学制改革は、来年度レプランに間に合はすため、時間もなく元々暫定案を目的にしたものであるからして、根本的改革は来年度にゆづることとし、更にその根本的改革に就いては、第一に学校の方向づけ即ち一橋学園として来るべき我国社会機構の変化に沿ひ新時代に対する積極的建設を行ふため、現行学制を如何にその根底より建て直すべきか、第二に、一橋学園の伝統に沿ひ、本予科の有機的連帶強化と、本・予・専三位一体促進の為めいかに本学独特の制度を布くべきか、といふ二大課題を中心に現制度の徹底的改革を目指し、新たな機関を以て邁進するに意見の一致を見今回の委員会は一応その任務を果した故之を以て打切ることとなつて散会した。

第二五八号（昭和十二年十一月二十五日）

### (11) 雑誌基礎確立の為先輩の購読を要請

学生は全部購買に決る

論叢委員、各方面と折衝

一橋論叢編集委員会はかねてより学生側との連絡を希望してゐたが去月十九日（金）教官食堂にて学生側との最初の打合せを行つた。

増地、猪谷、井藤、山口、太刀川各委員と、本科及び専門部理事出席し、先づ委員会側より、論叢は本学初の月刊雑誌であり、時代に伴ひ、本学の積極的發展を賭した画期的事業でもある所以を力説、此の際学